

活動日誌提出・謝礼金支払について

- ① 謝礼金は、1回の活動につき 2,400円 が委嘱された指導員本人に支払われます。
 ※ 謝礼金は、源泉徴収をして支払います。

【注意】 翌年1月ごろに、市（総務課）から指導員本人に源泉徴収票を送付します。

なお、リサイクル品分別指導員日誌の提出をもとに謝礼金を支払いますので、日誌は必ず提出してください。

特に変わったことのない月であっても、氏名・地区名・リサイクル集積場・電話番号等は必ず記入して提出してください。ただし、「欠席した」・「代理の者に出席してもらった」等の場合は、委嘱された本人の活動なしとなるので、謝礼金の支払いはありません。ご了承ください。

※ 謝礼金の支払いは、第1四半期から第4四半期の 年4回（最大） となっております。

四半期	活動月	支払予定月
第1四半期	4月	7月
	5月	
	6月 → 日誌提出	
第2四半期	7月	10月
	8月	
	9月 → 日誌提出	
第3四半期	10月	1月
	11月	
	12月 → 日誌提出	
第4四半期	1月	4月
	2月	
	3月 → 日誌提出	

※ 4月3日の学習会に出席した指導員には、出席分の謝礼金（2,400円）を支払います。

- ② 謝礼金は、日誌提出月の翌月末ごろ指定口座に振込みます。
 6月・9月・12月・3月の活動終了後、翌月の10日頃 までにリサイクル品分別指導員日誌の提出をお願いします。

それを過ぎますと、定例の支払月に支払いができなくなるため、支払いは次の支払予定月でお支払になります。ご注意ください。

- 日誌の提出先 ⇒ 生活環境課、または 野尻庁舎か須木庁舎の住民生活課まで

※ 郵送・FAX、電子メールでも受け付けています。

生活環境課 FAX：23-0223 Mail：k_seikatsu@city.kobayashi.lg.jp